

罰の認識から生まれる集団間報復行動について

氏名 武藤悠河

社会的ジレンマとは、集団の中で、個々人が自分にとって有利な行動をすると、全体として最適な結果にならない状況の事である。社会的ジレンマには、解決法として「罰」制度が導入されており、罰制度とは、非協力行動を取る人に罰を与えることで、非協力の行動をとるときよりも協力の行動を取ったときの方が、利益を高くすることだ。罰行動は、非協力者に罰を与え、非協力者の利益を下げることで、非協力行動を抑制できるため、非協力者への罰行動は、社会的ジレンマを解決する向社会的行動とされている(Fehr & Gächter 2002)が、他者の利益を下げる罰行動は、攻撃的なスパイト行動に見られることがある。さらに、集団内の社会的ジレンマの非協力者に対して、外集団の個人による罰行動が生じたときには、被罰者と同集団の個人が、罰行使者や罰行使者と同集団の個人に報復行動(代理報復行動)をとることが予測される。本研究の目的は、罰行動が集団間代理報復行動を引き起こし、集団間の報復行動の連鎖のきっかけになるのかどうかを特定することである。本研究では、外集団から内集団へ罰金を与えるという SD 場面による実験室実験を行った。実験条件では、外集団から内集団に対して罰金を行った。そして、統制条件では、コンピュータから内集団に対して罰金を行った。以上の条件で、罰行使金額に条件間で差があるか比較した。その結果、参加者の前に罰行使を行った外集団の A さんの罰行使金額に差があり、外集団からの罰によって罰行使金額が高くなっているが示された。よって、参加者の罰行動は報復行動といえる。しかし、本実験の事後質問紙の結果によると、参加者が強い報復動機づけを意識して、代理報復が生じたわけではなかった。